

令和2年第11回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和2年7月22日（水）午後2時開会

2 場 所 天草市役所 庁議室

3 本会議に出席した教育委員等

委 員	黒 鶴 進 治	委 員	行 合 八恵子
委 員	木 下 えり子	委 員	岩 崎 あゆみ
委 員	吉 森 啓 司	教 育 長	石 井 二三男

4 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	長 元 忠	教 育 総 務 課 長	柴 田 和 人
学 校 教 育 課 長	本 多 俊 隆	生 涯 学 習 課 長	岡 田 恵
学 校 給 食 課 長	堀 口 広 正	学 校 教 育 課 審 議 員	河 内 秀 幸
学 校 教 育 課 課 長 補 佐	酒 井 成 寿	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	松 田 和 典
学 校 教 育 課 参 事	江 崎 満 美 子	教 育 総 務 課 総 務 企 画 係 長	谷 口 哲 也

5 本会議に付した議題等

(1) 議題

- 議第34号 臨時代理事項の承認について (教育総務課)
- 議第35号 臨時代理事項の承認について (教育総務課)
- 議第36号 天草市地域学校協働活動運営委員会設置要綱の全部を改正する訓令の制定について (生涯学習課)
- 議第37号 天草市教育振興審議会委員の委嘱及び任命について (教育総務課)
- 議第38号 天草市教育振興審議会への諮問について (教育総務課)

(2) 協議・報告

- (1) 令和2年度天草市立小・中学校訪問指導について (学校教育課)
- (2) 令和3年度使用小・中学校用教科用図書採択方法について (学校教育課)
- (3) 令和2年度グローバル人材育成事業について (学校教育課)
- (4) 令和2年7月豪雨災害に係る教職員住宅の提供について (教育総務課)
- (5) 令和2年第4回天草市議会定例会一般質問の概要について (教育総務課)
- (6) 令和2年8月行事予定について (教育総務課)

6 会議の概要

(1) 開会

石井教育長： ただ今から、令和2年第11回天草市教育委員会定例会を開会する。傍聴人がいないことを確認する。

(2) 前回会議録の承認

石井教育長： 前回の会議録であるが、何か意見はないか。なければ承認してよろしいか。

(全員承認する)

(3) 教育長報告

石井教育長： 7月4日朝の豪雨を受け、特に人吉などで甚大な被害が出たことが報道されている。

天草市においても、道路状況悪化のほか、床上浸水が130件、床下浸水が240件との被害報告が上がっている。学校関係でも、牛深東小学校のグラウンド等へ土砂の流入が起き、除去作業に取りかかっているが、そのような中でも人的被害が無かったことは不幸中の幸いであった。

競技により若干のずれはあるが、7月11日より中体連の代替大会が始まっている。これまでの努力を発揮できる場が用意できたことは良かったと思っている。

次に、コロナウイルス関連で、現状、天草市は落ち着いているが、熊本市においては、20代女性が新たに感染、累計51人目の感染者が出て、コロナウイルス感染リスクレベルが引き上げられている。気を緩める事無く、子どもたちにも引き続き注意喚起していく必要があると思う。

最後に、熊本市の県立高校で起こった「いじめ」の事案について、元同級生については11万円の損害賠償請求が認められていたが、管轄する県を相手取った控訴審では、学校側の対応が不十分だったという事で、福岡高裁において、県に220万円の支払いを認める判決が出された。それを受けた蒲島知事は昨日、学校側の対応が不十分であったことを認め、最高裁への上告はしないとの決断をされた。いじめについては常々言っているが、改めて注意喚起をおこなっていききたい。

(4) 議題

議第34号 臨時代理事項の承認について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 教育委員会事務局職員の人事異動について、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、教育長が臨時に代理したため、報告し、承認をお願いします。

本案は、令和2年5月8日付けで発令されていた健康福祉部健康福祉政策課との兼務を解く人事異動について報告するものであり、対象となる職員は、生涯学習課中央図書館所属の小川洋一参事、発令日は令和2年6月30日付けでの発令となる。兼務していた所属では、特別定額給付金事業に従事していたが、当該事業における作業終了の目処が立った事による人事異動となる。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。なければ議第34号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第35号 臨時代理事項の承認について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 令和2年度天草市一般会計補正予算(第7号)の提出について、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、教育長が臨時に代理したため、報告し、承認をお願いします。

本案における補正予算(第7号)は、本年7月4日からの豪雨災害に対応するための費用で、令和2年7月15日付けで専決処分にて措置している。なお、今回の令和2年7月豪雨により被害があり、費用を計上した文教施設は、学校施設が牛深東小学校、牛深東中学校の2校、社会教育施設が魚貫町の池田いきいきふれあい館、茂串総合学習施設白浜いきいき館の2施設となる。牛深東小学校の被災状況は、敷地に隣接した河川が氾濫、越水したため、土砂や流木等が学校敷地内に大量に流入し、グラウンドや校舎周りに堆積する被害を受けており、3センチメートルから15センチメートルほ

どの厚さの土砂が堆積する状況となっている。その他、牛深東中学校及び池田いきいきふれあい館では、敷地内で土砂崩れが起こっており撤去する必要がある。また、茂串総合学習施設白浜いきいき館では、2階部分で雨漏りが発生する被害を受けている。

今回専決処分を行う補正予算（第7号）に係る教育委員会関係費用として、款10 災害復旧費、項3 文教施設災害復旧費、目1 文教施設災害復旧費として、業務委託料252万4,000円、工事請負費1,755万1,000円、計2,007万5,000円を歳出予算として計上している。

歳入としては、国庫負担対象となる災害と認定された部分の災害復旧費として国庫負担金1,209万1,000円を計上。なお国庫負担割合は3分の2となる。また、補助が付かない部分の財源として、文教施設災害復旧債600万円を計上している。

歳出の内訳は、公立学校施設の単独災害復旧事業として、牛深東小学校のグラウンド復旧工事の測量設計業務及び校舎廻りの泥土除去作業業務委託料として51万円。空調施設災害復旧工事費として44万9,000円。牛深東中学校の崩土除去作業委託料として22万8,000円。次に、補助災害復旧事業として、牛深東小学校のグラウンド泥土除去作業業務委託料として134万2,000円。泥土撤去後のグラウンド復旧工事及びフェンス復旧工事費として1,679万5,000円。なお、この事業費分が国庫負担金の対象となる。次に、社会教育施設分として、池田いきいきふれあい館の土砂撤去作業業務委託料として44万4,000円。茂串総合学習白浜いきいき館の雨漏り復旧工事として30万7,000円。それぞれの合計が、業務委託料252万4,000円、工事請負費1,755万1,000円となる。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。

行合委員： もう工事は始まっているのか。

柴田教育総務課長： 特に被害が大きかった牛深東小学校については、翌々日には授業が再開されており、校舎廻りに流入してきた土砂の撤去については既に完了している。また、流木や、駐車場とグラウンドの境に設けていたが倒れてしまったフェンス等についても撤去作業は完了したとの報告が上がっている。肝心のグラウンド内に堆積した土砂については、国庫補助の対象になる事、事業費が1,000万円を超える事から、正式に設計・入札をして対応するため、そのままの状況となっている。

黒鶴委員： 各地区からのボランティア支援はあったのか。

柴田教育総務課長： 私が把握しているところでは、ボランティアの協力ではなく、被災した翌日から、学校に勤務されている先生たちが、自分たちでできるところから清掃をおこなっていたと聞いている。

木下委員： 児童生徒の自宅の被害状況について分かる範囲で教えていただきたい。

長元教育部長： 児童生徒の被災状況について、牛深東小学校では床上浸水3世帯、床下浸水3世帯、計6世帯。牛深東中学校と牛深中学校では床上浸水6世帯、床下浸水4世帯、計10世帯。牛深小学校では床上浸水が2世帯、床下浸水が4世帯、計6世帯。河浦中学校では床下浸水が1世帯との報告があっている。教科書等が流された世帯も2世帯あり、直ぐに支給対応をおこなっている。

通学に関しても14名の生徒に影響が生じたが、スクールバスや小型のタクシー等で支援を行い、災害の影響で学校を休まざるを得なかったというような事は起こっていない。

なお、被害の大きかった2校のうち牛深東小学校に関しては、予定されていた授業参観は中止になってしまったものの、そもそも代休の予定であったこと、また牛深東中学校に関しては翌日1日だけを臨時休校という形で対応し、児童生徒が授業に参加できなかったという事は無かったと報告を受けている。

石井教育長： ほかに質問等はないか。なければ議第35号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第36号 天草市地域学校協働活動運営委員会設置要綱の全部を改正する訓令の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

岡田生涯学習課長： この運営委員会は、地域学校協働活動に関する意見交換を行い、地域と学校の連携・協働を進めることで、円滑な地域学校協働活動の推進を図るものである。提案理由としては、県版を参考に策定していたが、本市に合わせて見直しを行うこととし、活動の円滑な実施に資するため、運営委員会設置要綱の全部を改正するものである。別紙資料3 ページの新旧対照表をお願いします。条文のうち太字の下線箇所を示している書きぶりの改正を行うものである。地域学校協働活動運営委員会とは、地域学校協働活動に関する意見交換を行い、地域と学校の連携・協働を進めることで、円滑な地域学校協働活動の推進を図るものである。

本議案の提案理由は、県版を参考に設置要綱を策定したが、本市の状況に合わせた組織に見直しを行うことで、活動の円滑な実施ができるよう改正するものである。

資料に新旧対照表を掲載しているが、条文のうち下線を引いてある部分が、今回改正をおこなう箇所である。ご確認いただき審議を願う。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。

木下委員： 本市に合わせたものへと改正をおこなうとの説明は理解するが、特に、ここを改正したいという箇所はあるのか。

岡田生涯学習課長： 新旧対照表で、第2条の所掌事務において「検証及び評価」と規定していたが、この運営委員会の設置目的は地域と学校の組織的連携協働がスムーズにいくような体制を作ることなので、委員のスムーズな活動や意見交換へとつながるよう改正をおこなった。

また、第6条に関しても設置要綱では「委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。」などの規定も削除している。

行合委員： その説明では、例えば参加者が少数数であっても会議を開催できるという事か。

岡田生涯学習課長： 所掌事務の中で示すように、意見交換をおこない、円滑な地域学校協働活動の推進を図るために委員会を開催していくことになるので、過半数以上の出席がなければ開けない規定を削除している。

長元教育部長： 改正前の要綱では、過半数の出席がなければ会議が開催できないことになっている。改正後も当然、日程調整のうえで出席者が多い日に会議を開催することを考えている。また、会議の目的自体はいろいろなご意見をいただく事であるため、出席できなかった委員からの意見もいただければと考えている。

第6条は第2項と第3項が連動しており、「過半数の出席がなければ会議を開催できず、そして会議の中で過半数をもって議事を決定する」との一連の意味がある。もともと運営協議会で可否を決することがあるのか確認したところ、各地域のいろいろな活動の状況を取りまとめて情報交換する場であるという事であり、この場で何か方針等を決定する場ではないということが、今回の改正の発端であった。本来、教育委員会で協議いただく前に確認すべきであったが、委員の任命を行う段階で所掌事務や過半数議決の要否等を確認し、今回の改正案を提出させていただいた。会の趣旨であるいろいろな意見を取り入れることについては、十分留意して運営したい。

行合委員： せっかく委員会を開催するのであれば、より良い会議になるには参加者が多い方が良いと考えており、せっかくの大切な委員会に出席がなくても、人数が集まらなくとも会議が開催されるというところに違和感があり質問したが、説明を受け理解できた。

岡田生涯学習課長： 説明不足があったが、運営委員会を開催するにあたっては、多くの委員が出席可能な日を調整し、意見交換がスムーズにできるようにしていきたいと考えている。

岩崎委員： 昨年、PTA関係者として参加していたが、地域の方たちの多くが参加され、それぞれの活動の報告や実施計画などをみんなで共有し、地域と学校の連携がうまく取れて

いたと思う。また、進んで参加される方も多かったとも感じている。

行合委員： 地域学校協働活動運営委員会では方向性をもって協議が行われているのか。学校によって運営方針が異なると思うが、こういう事を話し合うなどの骨子はあるのか。

本多学校教育課長： 岩崎委員が指摘されたのは、本町小学校の学校運営協議会のことだと思う。今年の会議では、本町小学校の学校運営についてご意見をいただいた。具体的の方針を決めて協議いただき、具体的な動きにつながった。

生涯学習課で取組むのは、学校運営協議会の中にも入っていただいている地域学校協働活動推進員の動きを高めていくために、天草市全体で集まって、学識経験者等も含めて意見交換しながらより良い方向に進もうという会議になる。両者がそれぞれに連携を高めながら取り組んでいきたいと考えている。

学校運営協議会については、報告できてない校区が4校ほどあるが、今後ご報告したいと思っている。

石井教育長： ほかに質問等はないか。なければ議第36号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第37号 天草市教育振興審議会委員の委嘱及び任命について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 本市では平成29年3月に、平成29年度から令和4年度までの6年間を計画期間とする第2次天草市教育振興基本計画を策定し、本市の教育振興のための施策の推進を図っている。計画期間の半ばではあるが、この度、教育振興基本計画を見直す必要が生じたため教育振興基本計画の策定及び見直しに関することを所掌事務とする天草市教育振興審議会を改めて組織し、この審議会の中で調査・審議をする事とした。ついては、天草市教育振興審議会条例第3条第2項に規定する委員として、次の者を委嘱又は任命をお願いしたく提案するものである。

審議会委員としてお願いする13名の方々は、議案書の記載のとおりであり、うち2名の方が本市の第1次計画又は第2次計画策定の際にも審議会委員としてご協力いただいた方となっている。なお委員の任期は、令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年間としている。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。なければ議第37号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第38号 天草市教育振興審議会への諮問について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 議第38号天草市教育振興審議会への諮問について説明する。先ほどの議第37号にて天草市教育振興審議会委員の委嘱及び任命についてご審議いただいたが、早速8月に第1回教育振興審議会を開催する予定としている。

この審議会は、本市教育委員会の附属機関として位置づけられるもので、審議会条例の第2条では、教育委員会からの諮問に応じて、教育基本法第17条第2項の規定により定める教育振興のための施策に関する基本的な計画、いわゆる教育振興基本計画の策定及び見直しについて調査審議し、教育委員会に答申することを規定している。

附属機関である審議会への諮問については、天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第15号の規定により、教育委員会の議決を経る必要があるため本議案を提案するものである。

天草教育振興審議会への諮問書について、主な点を読み上げさせていただく。(諮問書案朗読。)

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。

木下委員： 諮問書には、天草市総合計画後期基本計画との整合性に課題が生じているとあるが具体的に教えて頂きたい。

柴田教育総務課長： 総合計画後期基本計画は令和元年度からスタートしているが、第2次教育振興基本計画を策定する際にはスポーツ分野も含め策定されていた。しかし、その後スポーツの部分については、スポーツ推進計画という教育振興基本計画と同レベルの分野別計画が改めて策定をされている。同レベルの分野別計画が2本あることになり、教育振興基本計画の中のスポーツ振興に関する記載については重複記載となるため削除の見直しが必要になっている。

そのほか、文化課関係になるが、天草ジオパークについても含まれていたが、ご承知のとおりジオパークの認定から外れたため、名称自体を含めて現計画の見直しを要することになる。大きいところとしては、それらを考えている。

長元教育部長： 例えば、社会教育分野においては、現行の教育振興基本計画では「新図書館を建設します」となっているが、今回見直しに合わせて、図書館を建設し、公民館を統合をしたことによる今後の方向性については見直しできればと考えている。

また、ICT関係では、国の急激な前倒しがあったので、可能な部分は、そういう点の整合性を含めて見直しを行い、スポーツ関係等以外の教育分野でも見直しを考えている。

石井教育長： ほかに質問等はないか。なければ議第38号について承認してよろしいか。
(全員承認する)

(5) 協議・報告

(1) 令和2年度天草市立小・中学校訪問指導について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

酒井学校教育課課長補佐： 小・中学校の訪問指導は、学校経営上・管理上の諸問題を解明し、学校運営の円滑化を図るため実施するものである。

本年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う様々な影響等により、1学期での実施は取りやめたが、2学期以降に全ての学校を対象とした「短縮経営訪問」を実施したいと考えている。また、訪問期日の調整により、1小1中の校区については同一日での訪問を予定している。

当日の進行予定としては、2コマ90分程度の訪問と考えており、職員紹介は行わず、1コマを授業巡回と施設点検、もう1コマを経営部会と点検にあてることを考えているが、学級数の多い本渡南小や本渡中学校等については、授業巡回を2コマとし計3コマでの訪問を考えている。その際、教育委員の皆様方にも、訪問への参加を検討いただきたい。参加される場合には、準備等があるため遅くとも3週間前までにはご連絡をいただきたい。また、今後も台風や新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、変更等がありえることも合わせてご理解いただきたい。

石井教育長： 岩崎委員は初めての学校訪問になるかと思うので説明をお願いします。

酒井学校教育課課長補佐： 学校訪問には、1日終日単位で実施し、学校の様々な取り組みについて点検等を行う天草市教育委員会による単独総合訪問、天草教育事務所に指導等の協力要請をして行う合同総合訪問、また、今回実施予定の半日程度でおこなう経営訪問の3つの種類があり、本年度は新型コロナウイルス感染症対策等も踏まえて、経営訪問をおこなう事としている。

(2) 令和3年度使用小・中学校用教科用図書の採択方法について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多学校教育課長： 今回の採択は、中学校の学習指導要領が来年度から変わることを受け、それに合わせた教科用図書の採択となる。なお小学校については、今年度から学習指導要領が変

更となっており、昨年それに合わせた採択を行っている。また、採択の権限については、所管する市町村教育委員会にあると規定されている。

教科用図書が使用されるまでの基本的な流れについて説明する。まずは、教科用図書発行者が文部科学大臣へと届け出を行い、それらの中から検定に受かったものを「文部省検定済み」とし、それらの中から各市町村の教育委員会が採択をしていく流れとなっている。

次に共同採択について説明する。採択にあたり、都道府県の教育委員会が、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域を採択地域として設定し、地域内の市町村が、共同で教科種目ごとに同一の教科書を採択する事である。天草地区として、天草市、上天草市、苓北町の2市1町が指定されており、天草地区教科用図書採択協議会を立ち上げ、協議を行っている。

なお、採択協議会には、附属機関として選定委員会、研究委員会があり、研究委員会で、各教科用図書が新学習指導要領に沿ったものであるかなどの調査審議を行い、その情報をもとに選定委員会で協議される。それを経て採択協議会へと上がってくる流れとなっている。それぞれの構成人員については、採択協議会が3市町の教育長、選定委員会が各学校長及び教員、教育委員会関係者、学識経験者となっており、研究委員会は、教科ごとに数人の教員で構成されている。

採択の期限は、毎年度8月31日となっており、8月の教育委員会では採択協議会で採択された教科用図書について報告させていただき、審議いただくことになる。また、教科用図書の使用期間については、学習指導要領の改訂に伴う場合などを除いて、教科書の検定・採択・使用は概ね4年間をサイクルとしている。

資料には、昨年採択し、今年度から使用している小学校用教科用図書、現在中学校で使用する教科用図書の一覧を記載している。

石井教育長： 重ねて説明しますと、現在、選定委員会で協議をおこなっており、間もなく教科用図書採択協議会へと報告があり、それを受け共同で使う天草地区での教科用図書が選定される運びになる。

なお、各採択協議会、研究委員会へと回ってくる前段においては、各都道府県の教育委員会の権限のもと、そこでも調査研究が行われている。各研究委員会では膨大な量の資料が作成されているが、それらの資料や、構成している人材の情報は、決して漏洩してはならないものとして扱われている。また、採択期限の8月以降、教科用図書採択協議会がどのような流れであったかなどについて開示請求も予想される。

ほかに質問等はないか。

行合委員： 選定委員会と研究委員会の人数はどうなっているのか。

江崎学校教育課参事： 選定委員会が15名、研究委員会は40名となっている。

本多学校教育課長： 研究委員会を40名と報告したが、その理由として、それぞれの分野、教科ごとに3～5名で分担して、意見交換し資料等も作り上げていただいている。

吉森委員： こんなに細かなところまで気にかけて作業しているとわかり、改めて大変な作業なのだと感じている。

行合委員： 内容もさることながら、今まで使っていた教科用図書と採択された教科用図書の出版社が異なれば、使い勝手や子どもに与える効果も異なってくると思うが、そこも踏まえての提案となるのか。

江崎学校教育課参事： それぞれの教科を構成している人数については、多い教科については4名、少ない教科については2名で構成されおり、それぞれの教科種目ごとに取り組んでいる。今回は学習指導要領が変わったことを受けての採択となるので、その観点からしっかりと調べて頂いており、同時に、教える側の教師、学ぶ側の児童生徒、それぞれ両方の立場からの視点で調査研究している。

(3) 令和2年度グローバル人材育成事業について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多学校教育課長： 本事業は天草市と連携している京都大学大学院の留学生の外国人に天草市へとお越しいただき、「Amakusa English Day」として、各小・中学校から参加を希望する児童生徒たちと、市民センター等で英語をコミュニケーション手段として異文化交流する事業と、幾つかの小学校へ直接訪問する学校訪問とを行っている。

残念ながら今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、大学側でもテレワークを中心に授業していること事や今年度留学する予定であった学生たちが入国できていないという状況で実施が難しく、また本市側としても、多人数が集まる行事、イベント等はまだ開催できないと考えていることから、協議により中止を決定したので報告する。

(4) 令和2年7月豪雨災害に係る教職員住宅の提供について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 7月4日からの豪雨により、県内各地で甚大な被害が発生しており、本市でも牛深地域、御所浦地域、河浦地域等で土砂崩れや床上・床下浸水の被害が発生している。

これらの災害により被災された方を対象とした各支援策が打ち出されているが、その一つとして、建設総務課市営住宅係では、市営住宅60戸を被災者に無償で提供する支援を行っている。この支援策に準じ、教育総務課でも管理している教職員住宅のうち、現在空室となっている5戸について、無償提供する事としたので報告する。

入居の要件としては、入居申込書に罹災証明書を添付していただくことで、使用料、家賃については無償となるが、光熱費は自己負担、水道料については手続きにより免除扱いとなる。入居の期間は、最長で令和3年3月14日までとなる。

(5) 令和2年第4回天草市議会定例会一般質問の概要について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 令和2年第4回天草市議会定例会の一般質問において4名の議員から、教育委員会に関する質問があった。

主な質問内容としては、新型コロナウイルスに関連したもの、戦争体験の記録について、今後の教育環境に関するものであった。詳しくは資料をご覧くださいと思う。

(6) 令和2年8月行事予定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 5日(水)の午後に、教育委員会臨時会を予定するので日程調整願う。20日(木)は小・中学校の始業式となっている。また、21日(金)には、14時から教育委員会定例会を開催する。

7 その他

石井教育長： 教育委員又は事務局から何かないか。

岡田生涯学習課長： 生涯学習課から3点報告する。

まず1点目として、「令和3年各地区成人式 主催者・教育委員の出席者(案)」をお配りしている。例年8月に開催していた牛深地区の成人式は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い協議を重ねた結果、来年1月3日へと変更したことを報告する。また、教育委員に出席いただきたい式も合わせて記載している。都合が合わない場合には連絡をいただければ見直しをする。コロナウイルス感染拡大防止のための影響により状況によっては、式自体の中止もあり得る旨も合わせてご理解願う。

2点目として、図書館だよりを配布する。

3点目として、令和2年度地域学校協働活動推進員の名簿一覧も配付している。

石井教育長： 本渡地区の成人式が2部構成となっている点の説明をお願いします。

岡田生涯学習課長： 本渡地区は成人者数も多く、また、恩師、主催者、来賓者が多くなるため、市民センターの定員の50%を踏まえて、コロナウイルス感染拡大防止のための観点から卒業校により本渡中学校を午前の部・稜南中学校・本渡東中学校を午後の部に分け、執り行うよう計画している。

8 閉会

石井教育長： 事務局から他に何かないか。なければ以上をもって、本日の会議を閉じる。大変お疲れさまでした。